

令和7年3月7日

建設業者 様

豊 田 市 長 太田 稔彦
豊田市事業管理者 前田 雄治
(公 印 省 略)

建設工事における入札契約制度の見直し等について（お知らせ）

平素は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和7年4月1日からの入札契約制度については、下記のとおりとさせていただきます。
建設業者の皆様におかれましては見直し内容等について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 入札契約制度の変更について

変更内容の概要は下記のとおりです。詳細は、各発注案件の入札公告及び入札説明書を御確認ください。

（1）「過去5年間ににおける国家資格等の取得者」に係る加点の細分化

現行、総合評価方式（技術力型・地域型・中山間地域維持型）に設けている「過去5年間ににおける国家資格等の取得者」の評価項目について、事業者の人材育成の初動活動を支援するため、「技士補」の国家資格を取得した場合についても0.5点を加点することとします。

（2）「手持ち工事量」に応じた加点の導入

各事業者の受注機会の確保を図るため、総合評価方式（技術力型・地域型）の「企業の信頼性・社会性」の評価項目として、各事業者が契約した本市発注工事の件数に応じた評価項目を新設します。

ア 評価項目を設定する工事

市内事業者の不利とならないよう、入札参加資格の地域要件を「豊田市内本店」として発注する工事の場合に、当該評価項目を設定します。

イ 評価内容

評価項目	評価基準	配点	満点
当該年度の豊田市発注工事の手持ち工事量	契約件数0件	2.0点	2点
	契約件数1～2件	1.5点	
	契約件数3～4件	1.0点	
	契約件数5～6件	0.5点	
	契約件数7件以上	0点	

ウ 「契約件数」の算出方法

「契約件数」は、発注工事が契約課発注の場合には、当該参加事業者が当該年度に

契約した契約課発注工事の件数を指し、発注工事が（上下水）総務課発注の場合には、当該参加事業者が当該年度に契約した（上下水）総務課発注工事の件数を指します。また、「契約件数」には、建設共同企業体で受注した工事、不調・不成立対策型指名競争入札で発注した工事及び一者特命随意契約の工事は、含みません。

（３）価格競争方式及び総合評価方式（中山間地域維持型）の対象工事の拡大

- ア 昨今の物価等の高騰を踏まえつつ、事業者の入札参加に係る事務負担の軽減を図るため、価格競争方式（地域維持型一般競争入札を含む。）及び総合評価方式（中山間地域維持型）の対象工事を、設計金額「５千万円未満」の工事から設計金額「６千万円未満」の工事に引き上げます。
- イ また、地域維持型一般競争入札及び総合評価方式（中山間地域維持型）については、地域事業者の維持・育成を促進するため、対象工事として、「災害復旧工事」及び「災害用便槽設置工事」を加え、適用範囲を拡大します。

（４）建築系工事についての入札参加要件の緩和

建築系工事の不調・不成立件数の増加を踏まえ、「建築一式工事」、「電気工事」及び「管工事」の３業種の工事に限り、原則として、入札参加資格を緩和します。

ア 入札参加に必要な施工実績の緩和

- （ア）入札参加資格として求めている官公庁での施工実績について、実績として認める範囲を、「過去１０年度以内の実績」から「過去２０年度以内の実績」に拡大します。
- （イ）現行、価格競争方式で発注する工事の一部については、官公庁での実績のほか「完成工事高（直近の経営事項審査における年平均）」が所定金額以上である場合も入札参加できることとしていますが、この入札参加できる範囲を、価格競争方式の全部（設計金額６，０００万円未満の工事）に拡大します。

イ 入札参加に必要な豊田市総合点の緩和

価格競争方式で発注する工事（設計金額６，０００万円未満）については、入札参加に必要な豊田市総合点について、現行の「７００点以上」を「６５０点以上」に引き下げます。

（５）「地球温暖化防止策」に係る加点対象取組の更新

「社会貢献」の「地球温暖化防止策」に係る加点について、現行、「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥへの登録」が加点対象となっていますが、この後継取組である「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）宣言」についても加点することとします。

（６）建設共同企業体受注工事の豊田市工事成績への反映

一年度における工事成績の平均点である豊田市工事成績について、現行、単独受注した工事の工事成績を基に算出していますが、建設共同企業体として受注した工事の工事成績も反映することとし、建設共同企業体受注工事の工事成績を、代表者を含む各構成員の工事成績として取り扱い、算出します。

（７）現場代理人の変更制限の廃止

現行、現場代理人の契約後の変更については、傷病、退職等の真にやむを得ない理由が必要でしたが、今後は、特に理由を問わず変更可能とします。

【全ての型の評価項目の構成】（令和7年4月1日以降の公告分から）

評価項目		標準型	簡易型	簡易型	特別簡易型	特別簡易型	特別簡易型	項目の 上限点数
		J V	J V	単独	技術力型	地域型	中山間地域維持型	
企業 の 技 術 力	企業の施工実績等（過去の施工実績）	3	3	3	2	2		3 (技術2、 地域2)
	企業の施工実績等（当該技術表彰）	2						2 (技術1)
	企業の施工実績等（優良業者の認定 （2年連続））		2	2				
	企業の施工実績等（豊田市工事成績 平均点85点以上かつ過去2年間に おける優良業者の認定）					2	2	
	企業の施工実績等（過去2年間に おける優良業者の認定）	1	1	1	1	1	1	
	企業の施工実績等（CCUSの活用）	1	1	1	1	1	1	1
	企業の施工実績等（国家資格等の 取得者）				1	1	1	1
	企業の施工実績等（豊田市工事成績 平均点85点以上）				2			2
	企業の施工実績等（豊田市工事成績 平均点75点以上85点未満）				1			
	技術者の能力（過去の施工実績）	3	3	3	2			3 (技術2)
	技術者の能力（豊田市工事成績平均 点85点以上）				2			2
	技術者の能力（豊田市工事成績平均 点75点以上85点未満）				1			
	配置予定技術者（若年又は女性）					1	1	1
	満点	9	9	9	11	7	5	

2 工事の公告予定日について

令和7年度の公告日は下表のとおり予定していますが、記載のない日に公告する場合や記載があっても公告しない場合がありますので、必ずあいち電子調達共同システムで御確認ください。また、あいち電子調達共同システムの掲載は、原則、午後3時を予定していますが、変更になる場合がありますので、御了承ください。

月	日にち(曜日)			
4月	8日(火)	15日(火)	22日(火)	
5月	13日(水)	20日(火)	27日(火)	
6月	3日(火)	17日(火)	24日(火)	
7月	1日(火)	8日(火)	15日(水)	22日(水)
8月	5日(火)	19日(火)	26日(火)	
9月	9日(火)	17日(水)	24日(水)	30日(火)
10月	7日(火)	15日(水)	21日(火)	28日(火)
11月	5日(水)	11日(火)	18日(火)	26日(水)
12月	9日(火)	16日(火)	23日(火)	
1月	14日(水)	20日(火)	27日(火)	
2月	3日(火)	10日(火)	17日(火)	25日(水)
3月	3日(火)	10日(火)	17日(火)	24日(火)

3 その他

(1) 指名競争入札の活用

令和7年2月3日付「建設工事における指名競争入札の見直しについて(お知らせ)」でお伝えのとおり、一般競争入札に付して2回以上不調又は不成立となった場合には、指名競争入札を活用してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

(2) 週休2日制工事に係る評価項目の廃止

昨年度の令和6年3月8日付「建設工事における入札契約制度の見直し等について(お知らせ)」でお伝えのとおり、週休2日制工事に係る加点を令和6年度末をもって廃止します。

(3) 下請等への市内事業者の活用

市では、工事の発注に当たり、地域経済の活性化及び市内事業者の育成・振興の観点から市内事業者の受注機会の確保に努めております。本市発注工事を受注いただいた各事業者の皆様におかれましては、下請事業者の選定や資機材の購入等の際には、できる限り市内事業者の活用に努めてくださいますよう、ご協力をお願いします。

【問合せ先】

総務部契約課	工事担当	電話	0565(34)6616(直通)
上下水道局総務課	庶務担当	電話	0565(34)6653(直通)